

下知・潮江・瀬戸水再生センター
運転管理業務委託
一般仕様書

高知市上下水道局下水道施設管理課

目次

第1章 総則

第1条	仕様書の趣旨	1
第2条	業務の履行	1
第3条	委託期間	1
第4条	再委託の禁止	1
第5条	施設の概要	2
第6条	総括責任者及び副総括責任者の選任	2
第7条	組織体制及び従事者の構成	3
第8条	有資格者の配置	4
第9条	組織系統	5
第10条	研修及び訓練	5
第11条	関係法令の遵守	5
第12条	火災の防止	6
第13条	施設管理	6
第14条	経費負担	6
第15条	受託者の備品	6
第16条	貸与品	6
第17条	資料の公表等	6
第18条	雑則	7
第19条	疑義	7

第2章 運転管理業務要領

第20条	業務の内容	7
第21条	業務計画	8
第22条	報告	9
第23条	安全衛生	10
第24条	創意工夫	10
第25条	緊急時の措置	10
第26条	清掃	11
第27条	受託者による修理，造作	11
第28条	修繕事務	11
第29条	物品等の調達事務	11

第3章 水再生センター関連施設運転管理業務要領

第30条	目的	12
第31条	業務の内容	13
第32条	運転管理	14

第4章 水再生センター清掃業務要領

第33条	目的・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第34条	清掃作業責任者と職務・・・・・・・・	16
第35条	作業者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第36条	報告・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第37条	清掃作業および消毒・・・・・・・・	16

第5章 業務検査および委託料の支払い

第38条	業務検査・・・・・・・・	16
第39条	委託料の支払い・・・・・・・・	17

第6章 業務の引継

第40条	引継・・・・・・・・	17
第41条	契約終了時の措置・・・・・・・・	17

別紙1 高知市水再生センター及び同関連施設位置図

別紙2 物品等の調達品目

参考資料1 修繕の発注件数及び実績額

参考資料2 物品等の調達件数及び実績額

参考資料3 修繕事務の実施フロー，物品等の調達事務の実施フロー

下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託一般仕様書

第 1 章 総則

（仕様書の趣旨）

第 1 条 本仕様書は，高知市上下水道局（以下「委託者」という。）が設置する下知・潮江・瀬戸水再生センターの健全な運転管理を行う上で，必要な業務基準を定めるものとする。

（業務の履行）

第 2 条 受託者は，以下の各項に記載された施設（以下「委託施設」という。）の機能を十分に発揮するよう契約書，本仕様書，下知水再生センター運転管理業務委託特記仕様書，潮江水再生センター運転管理業務委託特記仕様書，瀬戸水再生センター運転管理業務委託特記仕様書（以下「各特記仕様書」という。）及びその他関係書類に基づき，委託者の指示に従って誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

（1） 下知水再生センター

水処理施設，場内汚水・雨水ポンプ場，汚泥の送受泥設備，海老ノ丸ポンプ場，下知ポンプ場（令和 8 年 4 月 1 日業務開始），上街汚水中継ポンプ場，薊野汚水中継ポンプ場，マンホールポンプ場

（2） 潮江水再生センター

水処理施設，場内雨水ポンプ場，汚泥の送泥設備，マンホールポンプ場

（3） 瀬戸水再生センター

水処理施設，場内雨水ポンプ場，汚泥処理施設，蒔絵台汚水中継ポンプ場，平和団地中継ポンプ場，マンホールポンプ場，平和団地調整施設

（委託期間）

第 3 条 委託期間は，令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日までとする。

（再委託の禁止）

第 4 条 以下の各項に示す運転管理業務については，再委託を禁止する。

（1） 第 2 章に記載する運転管理業務

（2） 第 3 章に記載する水再生センター関連施設の運転管理業務（マンホールポンプ場を除く）

（3） 上記（1）（2）で示す以外の業務を再委託する場合は，その都度再委託申請書を委託者へ提出し，承諾を受けなければならない。

(施設の概要)

第5条 委託施設の概要は、各特記仕様書第2条に記載するとおりとする。

(総括責任者及び副総括責任者の選任)

第6条 受託者は、従事者のうちから業務を総括し、他の従事者を指揮監督する総括責任者を選任しなければならない。

選任された総括責任者の氏名その他必要事項を書面にて委託者に提出し、承諾を受けること。総括責任者を変更しようとするときも同様とする。

2 総括責任者は、下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する有資格者でなければならない。

3 総括責任者の職務は次のとおりとする。

(1) 総括責任者は、業務遂行の最高責任者として、受託者の従事者の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めなければならない。

(2) 総括責任者は、契約書、本仕様書、各特記仕様書に定められた業務の目的及び内容を十分理解し、委託者と密接な連絡をとり、業務の進捗・出来高を管理するとともに、労働安全衛生管理に努め、業務の適正かつ円滑な遂行を図らなければならない。

(3) 総括責任者は、安全管理上等の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、委託者に連絡すること。

(4) 総括責任者は、委託施設の構造・性能及びその周辺の状況を熟知し、委託施設の運転に精通するとともに、第2条第1項に定める委託業務を履行(以下「業務履行」という。)するにあたっては、常に問題意識を持って設備の予防保全等に努めなければならない。

(5) 総括責任者は、台風・豪雨・地震、その他の天災、悪質下水の流入、臭気拡散その他緊急事態に備えるとともに、常にこれに対処できる体制の構築に努めなければならない。

4 受託者は、各水再生センターに総括責任者の補佐及び代行ができ、各水再生センターの現場業務の責任者として、的確な判断ができる副総括責任者を選任しなければならない。

選任された副総括責任者の氏名その他必要事項を書面にて委託者に提出し、承諾を受けること。副総括責任者を変更しようとするときも同様とする。

なお、副総括責任者は、第7条第2項第2号のイ、第3号のイ及び第4号のイに記載する作業主任者と兼務することができる。

5 副総括責任者の職務は次のとおりとする。

(1) 副総括責任者は、総括責任者の補佐及び代行を行うこと。

- (2) 副総括責任者は、各水再生センターにおいて、受託者の従事者の指揮、監督を行うこと。
- (3) 副総括責任者は、各水再生センターの業務履行を効率的に実施するための提案等を、総括責任者に対して行うこと。

(組織体制及び従事者の構成)

第7条 受託者は、業務履行にあたり、円滑に業務を実施できる体制を整えなければならない。

2 従事者の構成は、以下の各号に記載する構成とし、人員数を記載しているものについては記載の人員数以上の配置を必須事項とし、その他人員数を記載していないものについては、受託者が業務履行にあたり、適正かつ必要な従事者等をおくものとする。

(1) 第6条第1項に記載する総括責任者1名

(2) 下知水再生センター

ア 第6条第4項に記載する副総括責任者1名

イ 作業主任者2名

作業主任者は、電気、機械等業務の責任者で、高度な技術を有し、かつ、業務の専門職としての的確な判断ができる者とする。

ウ 技術者

技術者は、電気、機械等の技術・技能を有し、かつ、運転操作が行える者とする。

エ 技能員

技能員は、運転操作、水質分析等の作業について必要とされる技能を伴った補助的業務が行える者とする。

オ その他の者

その他の者は、事務補助及び清掃等の簡易な作業を行える者とする。

カ 第20条第3項に記載する人員

キ 第32条第1項1号アに記載する人員

(3) 潮江水再生センター

ア 第6条第4項に記載する副総括責任者1名

イ 作業主任者2名

作業主任者は、電気、機械等業務の責任者で、高度な技術を有し、かつ、業務の専門職としての的確な判断ができる者とする。

ウ 技術者

技術者は、電気、機械等の技術・技能を有し、かつ、運転操作が行える者とする。

エ 技能員

技能員は、運転操作、水質分析等の作業について必要とされる技能を伴った補助的業務が行える者とする。

オ その他

その他は、事務補助及び清掃等の簡易な作業を行える者とする。

カ 第 20 条第 3 項に記載する人員

(4) 瀬戸水再生センター

ア 第 6 条第 4 項に記載する副総括責任者 1 名

イ 作業主任者 2 名

作業主任者は、電気、機械等業務の責任者で、高度な技術を有し、かつ、業務の専門職としての確な判断ができる者とする。

ウ 技術者

技術者は、電気、機械等の技術・技能を有し、かつ、運転操作が行える者とする。

エ 技能員

技能員は、運転操作、水質分析等の作業について必要とされる技能を伴った補助的業務が行える者とする。

オ その他

その他は、事務補助及び清掃等の簡易な作業を行える者とする。

カ 第 20 条第 3 項に記載する人員

3 受託者は、従事者の構成に基づき、従事者名簿を作成し、契約締結後 10 日以内に提出して承諾を受けなければならない。変更のあった場合も同様とする。なお、研修者の受け入れ等については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

4 従事者については、地元雇用を促進すること。

(有資格者の配置)

第 8 条 受託者は、業務履行に当たり、関係法令に基づき資格免許を有する者を配置するとともに、作業主任者を選任し、委託者の承諾を受けなければならない。作業主任者を変更しようとするときも同様とする。

有資格者は、次に定めるとおりとし、有資格者及び作業主任者名簿を作成して、委託者に提出すること。

(1) 下水道法施行令第 15 条の 3 に定める資格を有する技術者

(2) 電気主任技術者（電気事業法）

(3) 第 2 種電気工事士（電気工事士法）

(4) 乙種第 4 類危険物取扱者（消防法）

- (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者（労働安全衛生法）
- (6) 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者（労働安全衛生法）
- (7) 有機溶剤作業主任者技能講習修了者（労働安全衛生法）
- (8) 玉掛け技能者（労働安全衛生法）
- (9) ガス溶接作業主任者（労働安全衛生法）
- (10) その他作業に必要な資格

（組織系統）

第 9 条 受託者は、契約締結後、遅滞なく業務履行のための指揮命令系統図を作成し、委託者に提出しなければならない。変更のあった場合も同様とする。

災害・事故等のトラブル発生時には、社内あるいは事業所間で技術者や従事者の援助・協力体制がとれるものとする。

（研修及び訓練）

第 10 条 受託者は、業務履行に当たり、作業・維持管理（運転・監視・巡視・点検・測定等）に従事する者に対して、必要な知識及び技能に関する研修・訓練を実施しなければならない。

（関係法令の遵守）

第 11 条 受託者は、業務履行に当たり、下水道法をはじめ関係法令、規則及び条例等を遵守しなければならない。

該当する法令・条例の確認は受託者の責任で行うものとする。

- (1) 下水道法
- (2) 環境基本法
- (3) 水質汚濁防止法
- (4) 大気汚染防止法
- (5) 騒音規制法
- (6) 振動規制法
- (7) 悪臭防止法
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (9) 電気事業法
- (10) 労働安全衛生法
- (11) 消防法
- (12) その他関係法令

（火災の防止）

第 12 条 受託者は、委託施設の火災を防止するために、各室ごとに火元責任者を置いて防火教育・消火訓練を実施し、火災防止に努めなければならない。

(施設管理)

第 13 条 受託者は、委託施設の設備機械・備品・薬品・工具、場内の門戸の開閉及び管理棟等の管理に努めなければならない。

(経費負担)

第 14 条 受託者が、業務履行上で負担する経費は、各特記仕様書第 4 条に定めるとおりとする。

2 受託者が、清掃作業業務履行上で使用する清掃用具・安全保護具・消耗品等は、受託者の負担とする。また、清掃用具等は、委託者の指定場所に置き、整理整頓・衛生管理に努めること。

3 次に定める経費は委託者が負担する。但し、受託者が使用する電力・給水・ガス等については、節減に努め効率良く使用すること。

(1) 電力

(2) 上水道・工業用水

(3) プロパンガス

(受託者の備品)

第 15 条 受託者は、業務履行に必要な備品・安全管理用品・事務用品等を各特記仕様書第 4 条に記載するとおり取り揃え、備品台帳を作成すること。

また、備品等は委託者貸与品との区別が明確になるよう保管場所を定め、常に整理整頓しなければならない。

(貸与品)

第 16 条 委託者は、特記仕様書第 5 条に記載されたものを受託者に業務履行期間中無償貸与する。受託者は、貸与品借用書を委託者に提出すること。ただし、使用上及び管理等の不備により汚損紛失した場合は、受託者の負担において弁償しなければならない。また、受託者は、委託者の許可無く委託者の資産を使用し、持ち出してはならない。

(資料の公表等)

第 17 条 業務履行に伴って得られるすべての資料は、委託者に帰属するものとし、受託者は許可無く公表してはならない。また、業務履行に関連し

て開発した情報処理設備等のソフトウェアについて、当局外での使用及び工業所有権等の出願を行う場合は、委託者の承諾を得なければならない。

(雑則)

第 18 条 業務履行に当たっては、本仕様書に記載されていない事項にあっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

(疑義)

第 19 条 一般仕様書に定めのない事項又は、業務履行に当たって疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者が受託者と協議し決定するものとする。

第 2 章 運転管理業務要領

(業務の内容)

第 20 条 委託業務の内容は、以下の各号に記載された範囲とし、詳細は各特記仕様書第 3 条に定めるとおりとする。

(1) 下知水再生センター

- ア 各種施設及び機器の運転・操作・監視・記録
- イ 各種施設及び機器の点検・調整・整備・給脂
- ウ 故障時の応急処置
- エ 受託者による修理及び造作
- オ 修繕事務
- カ 物品等の調達事務
- キ 汚泥の送受泥業務及び送受泥量の記録
- ク 水処理施設から発生するしき等の収集、運搬及び搬出補助
- ケ 場内の防火、施設管理及び盗難防止
- コ 委託者の水質管理業務及び保全管理業務への補助協力
- サ 工業薬品の受入の立ち会い
- シ 清掃
- ス その他必要な管理業務

(2) 潮江水再生センター

- ア 各種施設及び機器の運転・操作・監視・記録
- イ 各種施設及び機器の点検・調整・整備・給脂
- ウ 故障時の応急処置
- エ 受託者による修理及び造作
- オ 修繕事務

- カ 物品等の調達事務
- キ 発生汚泥の送泥業務及び送泥量の記録
- ク 水処理施設から発生するしき等の収集，運搬及び搬出補助
- ケ 場内の防火，施設管理及び盗難防止
- コ 委託者の水質管理業務及び保全管理業務への補助協力
- サ 工業薬品の受入の立ち会い
- シ 清掃
- ス その他必要な管理業務

(3) 瀬戸水再生センター

- ア 各種施設及び機器の運転・操作・監視・記録
- イ 各種施設及び機器の点検・調整・整備・給脂
- ウ 故障時の応急処置
- エ 受託者による修理及び造作
- オ 修繕事務
- カ 物品等の調達事務
- キ 汚泥処理業務及び作業内容の記録
- ク 運転に伴い発生するしき等の収集，運搬及び搬出補助（運搬処分業者への引継）
- ケ 場内の防火，施設管理及び盗難防止
- コ 委託者の水質管理業務及び保全管理業務への補助協力
- サ 工業薬品の受入の立ち会い
- シ 清掃
- ス その他必要な管理業務

- 2 委託施設の運転管理業務は，各特記仕様書に記載する施設設計概要に基づいて，業務を履行すること。
- 3 運転管理業務のうち，中央監視室での監視人員は水再生センターごとに2名体制で，24時間連続運転監視とする。
- 4 クレーン，エレベーター及び消防法関係設備等の法定点検・検査は業務の対象範囲外とする。

（業務計画）

第 21 条 受託者は業務履行に当たり水再生センターごとに，業務内容・人員配置などの年間業務計画書を作成し，契約締結後 10 日以内に提出して承諾を受けなければならない。

なお，受託者が業務の履行上，やむを得ず業務計画を変更しようとする場合は，速やかに委託者と協議し，変更するものとする。ただし，軽微な変更は，この限りでない。

- 2 年間業務計画書作成に当たっては、次の事項について記載すること。
- (1) 業務概要に関すること
 - (2) 現場組織に関すること
 - (3) 業務計画に関すること
 - (4) 業務方法に関すること
 - (5) 従事者の勤務計画に関すること
 - (6) 安全衛生管理に関すること
 - (7) 修繕事務に関すること
 - (8) 物品等の調達に関すること
 - (9) 夜間・休日等の緊急連絡先に関すること
 - (10) その他必要事項
- 3 月間業務計画書は、業務計画・従事者の勤務計画予定表・業務内容及びその他必要事項について記載し、月末に翌月分を作成し委託者に提出しなければならない。
- 4 業務計画書は、日本産業規格 A 版（A 4・A 3）サイズにより作成すること。

（報告）

第 22 条 受託者は、業務履行状況を明確にするため、業務等の完了ごとに委託者の指定する様式で、その内容を記録・整理後、委託者に提出しなければならない。また、随時に要求されたときも、速やかに提出しなければならない。提出書類の主なものは次のとおりとし、様式は各特記仕様書第 6 条に定めるとおりとする。

- (1) 年間・月間業務完了届
 - (2) 月間業務報告書
 - (3) 運転管理日報・週報・月報・年報
 - (4) 業務引継日報
 - (5) 機器点検日報
 - (6) 故障報告書
 - (7) 事故報告書
 - (8) 安全衛生管理の実施に関する報告書
 - (9) 修繕実績報告書
 - (10) 物品調達実績報告書
 - (11) 提案内容履行状況報告書
 - (12) その他必要と認めるもの
- 2 受託者は、週間業務の内容等（週報）を委託者が開催する報告会で報告しなければならない。

- 3 受託者は、委託者に提出した書類を自らも保管整理しなければならない。
- 4 委託者が電子データ等様式を定め随時に提出を求めた場合には、速やかに提出しなければならない。

(安全衛生)

第 23 条 受託者は業務履行に当たり、労働安全衛生に関して、次のことをしなければならない。

- (1) 労働安全衛生法、同施行令、同施行規則その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。
- (2) 業務履行に当たっては、電撃・薬品類・有毒ガス・酸素欠乏空気・可燃性ガス等に対し必要な保安対策を施すとともに、適切な業務方法の選択及び従事者の配置を行い危険防止に努めること。
- (3) 業務上必要な安全管理研修・訓練を、受託者の責任において定期的実施すること。
- (4) 受託者は、別途委託者が実施する業務等と隣接または、交錯する業務を行う場合は、常に協力して安全管理に支障が無いように処置すること。
- (5) 業務履行に当たり、安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに応急措置を講じ、委託者に連絡すること。

(創意工夫)

第 24 条 受託者は、業務履行に当たっては、常に創意工夫に心掛け施設の効率的運営を目指さなければならない。

(緊急時の措置)

第 25 条 受託者は、業務履行に当たり、豪雨・台風・地震その他の天災、悪質下水の流入、臭気拡散、その他緊急事態に備え、体制・連絡先を明確にした緊急連絡先一覧表を提出し、直ちに対応できる体制を整えておかなければならない。緊急事態には、所要の人員を現場に配置し、2次災害等を未然に防止する適切な措置を講ずるとともに、委託者及び関係機関に連絡しなければならない。

- 2 緊急時の対応に必要な研修・訓練は、受託者の責任において定期的実施すること。
- 3 委託者と連携した訓練について定期的実施すること。

(清掃)

第 26 条 受託者は、委託施設の電気室・機械室・倉庫及びその他の設備等の清掃を十分に行なわなければならない。

(受託者による修理、造作)

第 27 条 受託者が行う委託施設の修理・造作は、委託者が指示した箇所並びに、点検整備等により発見した不良箇所及び事故・故障の発生した箇所のうち、特殊な機器・部品・高度な専門技術または、外部からの人的応援を必要としないで、勤務時間内に作業・処置できるものについては、修理内容を委託者と協議し、承諾を受け処置しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、応急措置を行うとともに委託者に報告しなければならない。

(修繕事務)

第 28 条 受託者は、受託者による修理・造作では不良箇所の機能回復が難しい場合、外部に発注し修繕を実施するものとする。この際、修繕の発注に必要な修繕事務は受託者が行い、修繕に必要な費用（以下、修繕費）は、委託者が負担するものとする。

2 修繕の実施にあたっては、故障報告書を作成し委託者に報告した後、見積等の資料を準備して委託者と事前に修繕方法を協議するものとする。

1 件の見積額が税込 100 万円以下かつ委託者が認めた場合は、修繕を実施するものとする。

3 2 項における見積りは、以下のとおりとする。

(1) 原則 2 者以上の見積徴収を行うこと。2 者以上の徴収が不可の場合は、その理由を整理し、委託者と協議しなければならない。

(2) 見積日において、見積徴収先が高知市上下水道局から指名停止または指名回避の措置を受けていないこと。

(3) 高知市内の業者を優先すること。

4 受託者は修繕の完了後、遅滞なく完了報告書を作成し委託者に報告しなければならない。

5 令和 2 年度から令和 6 年度における発注実績は参考資料 1 のとおり。

(物品等の調達事務)

第 29 条 受託者は水再生センター等で使用する日常消耗品および修理、整備、給脂等を行うための物品が必要な場合、外部に発注し調達を実施するものとする。この際、調達の発注に必要な調達事務は受託者が行い、調達に必要な費用（以下、調達費）は、委託者が負担するものとする。

2 調達にあたっては、見積等の資料を準備して委託者と協議し、1 件が税

込 20 万円以下かつ委託者が認めた場合において、受託者が調達するものとする。

3 2 項における見積は、以下のとおりとする。

(1) 原則 2 者以上の見積徴収を行うこと。2 者以上の徴収が不可の場合は、その理由を整理し、委託者と協議しなければならない。

(2) 見積日において、見積徴収先が高知市上下水道局から指名停止または指名回避の措置を受けていないこと。

(3) 高知市内の業者を優先すること。

4 受託者にて調達を行う物品は別紙-2 に示すとおりとし、表に記載が無い物品は委託者と協議して定めること。

5 受託者は納入完了後、遅滞なく納入報告書を作成し委託者に報告しなければならない。

6 調達した物品等は受託者の責任において管理すること。

7 令和 2 年度から令和 6 年度における発注実績は参考資料 2 のとおり。

第 3 章 水再生センター関連施設運転管理業務要領

(目的)

第 30 条 本要領は、水再生センターの安定的な運用に必要な、関連施設の健全な運転管理を行う上で、必要な運転管理業務要領を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(1) 下知水再生センターの関連施設は以下のとおりとする。

ア 場内汚水ポンプ場

イ 場内雨水ポンプ場

ウ 海老ノ丸ポンプ場

エ 下知ポンプ場（令和 8 年 4 月 1 日業務開始）

オ 上街汚水中継ポンプ場

カ 薊野汚水中継ポンプ場

キ マンホールポンプ場

(ア) 五台山北マンホールポンプ場

(イ) 五台山南 1 号マンホールポンプ場

(ウ) 五台山南 2 号マンホールポンプ場

(エ) 五台山南 3 号マンホールポンプ場

(オ) 観月坂団地マンホールポンプ場

(カ) 北秦泉寺マンホールポンプ場

(キ) 塚ノ原マンホールポンプ場

(ク) 加賀野井団地マンホールポンプ場

- (ケ) 中央産業団地マンホールポンプ場
- (2) 潮江水再生センターの関連施設は以下のとおりとする。
 - ア 場内雨水ポンプ場
 - イ マンホールポンプ場
 - (ア) 弘化台マンホールポンプ場
 - (イ) 潮江南マンホールポンプ場
- (3) 瀬戸水再生センターの関連施設は以下のとおりとする。
 - ア 場内雨水ポンプ場
 - イ 蒔絵台汚水中継ポンプ場
 - ウ 平和団地中継ポンプ場
 - エ マンホールポンプ場
 - (ア) 内ノ谷マンホールポンプ場
 - (イ) 平和団地マンホールポンプ場
 - オ 平和団地調整施設

(業務の内容)

第 31 条 委託業務の内容は、次に示す範囲とし、詳細は各特記仕様書第 3 条に定めるとおりとする。但し、各特記仕様書第 3 条(3)の巡視点検は、巡回点検に置き換える。

- (1) 各種施設及び機器の運転・操作・監視・記録
- (2) 各種施設及び機器の点検・調整・整備・給脂
- (3) 故障時の応急処置
- (4) 受託者による修理及び造作（第 27 条のとおり）
- (5) 修繕事務（第 28 条のとおり）
- (6) 物品等の調達事務（第 29 条のとおり）
- (7) 重油受入の立ち会い
- (8) シサ等の収集運搬
 - ア 関連施設から発生するシサ等の収集及びホッパー周辺及びホッパー室の清掃
 - イ 上街及び薊野汚水中継ポンプ場から発生するシサ等の運搬（海老ノ丸ポンプ場の指定集積場所まで）
 - ウ 平和団地中継ポンプ場から発生するシサ等の運搬（瀬戸水再生センターの指定集積場所まで）
- (9) 各施設の防火、警備及び盗難防止
- (10) 委託者の水質管理業務及び保全管理業務への補助協力
- (11) その他必要な管理作業

2 クレーン、エレベーター及び消防法関係設備等の法定点検・検査は業務

の対象範囲外とする。

(運転管理)

第 32 条 関連施設の運転管理業務は、次に定めるとおりとする。

(1) 下知水再生センター関連施設

ア 海老ノ丸ポンプ場の運転管理業務は、毎日（土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日等を除く）とし、2 名以上の人員を常駐配置すること。ただし、定めた時間外に以下の（ア）～（エ）が発生した場合は下知水再生センターに勤務する従事者が、初期対応を実施するとともに、あらかじめ定めた応援体制を直ちに執ること。

（ア）高知地方気象台から高知市に大雨に関する注意報・警報等が発令されたとき。

（イ）海老ノ丸ポンプ場のポンプ井水位等を基準に委託者が指示した条件に達した場合。

（ウ）土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日等は必要に応じて巡視点検を実施し、下知水再生センターの中央監視室でテレメーターによる遠方監視を行う。

（エ）その他委託者が指示するとき。

イ 下知ポンプ場、上街及び薊野汚水中継ポンプ場の運転管理業務は下知水再生センターに勤務する従事者が、1 日 1 回巡回点検を実施する。ただし、土曜日・日曜、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日等は、下知水再生センターの中央監視室でテレメーター（薊野汚水中継ポンプ場は、警報のみの監視）による遠方監視を行い、必要に応じて巡回点検を実施すること。

ウ 場内汚水ポンプ場、場内雨水ポンプ場の運転管理業務は、中央監視室において常時遠方監視を行う。

エ マンホールポンプ場の管理業務は月 2 回の巡回点検とし、点検時には水位検知器の水洗を行うこと。ただし、故障等で通報装置による通報が出た場合は速やかに原因究明と応急処置を行うこと。

オ 下知ポンプ場は令和 8 年 4 月 1 日よりイに示す運転管理業務を行うこと。

(2) 潮江水再生センター関連施設

ア 場内雨水ポンプ場の運転管理業務は、中央監視室において常時遠方監視を行う。ただし、以下の（ア）～（ウ）が発生した場合は潮江水再生センターに勤務する従事者が、初期対応を実施するとともに、あらかじめ定めた応援体制を直ちに執ること。

- (ア) 高知地方気象台から高知市に大雨に関する注意報・警報等が発令されたとき。
 - (イ) 場内雨水ポンプ場のポンプ井水位等を基準に委託者が指示した条件に達した場合。
 - (ウ) その他委託者が指示するとき。
- イ マンホールポンプ場の管理業務は月 2 回の巡回点検とし、点検時には水位検知器の水洗を行うこと。ただし、故障等で通報装置による通報が出た場合は速やかに原因究明と応急処置を行うこと。

(3) 瀬戸水再生センター関連施設

- ア 場内雨水ポンプ場の運転管理業務は、中央監視室において常時遠方監視を行う。ただし、以下の（ア）～（ウ）が発生した場合は瀬戸水再生センターに勤務する従事者が、初期対応を実施するとともに、あらかじめ定めた応援体制を直ちに執ること。
- (ア) 高知気象台から高知市に大雨に関する注意報・警報等が発令されたとき。
 - (イ) 場内雨水ポンプ場のポンプ井水位等を基準に委託者が指示した条件に達した場合。
 - (ウ) その他委託者が指示するとき。
- イ 蒔絵台汚水中継ポンプ場管理業務は週 1 回の巡回点検とし、隔週の点検時には、水位検知器の水洗を行うこと。
- ただし、大雨・故障等で通報装置による通報が出た場合は速やかに原因究明と応急処置を行うこと。
- ウ 平和団地中継ポンプ場の管理業務は月 2 回の巡回点検および週 2 回のスクリーン清掃とする。
- エ マンホールポンプ場の管理業務は月 2 回の巡回点検とし、点検時には水位検知器の水洗を行うこと。ただし、故障等で通報装置による通報が出た場合は速やかに原因究明と応急処置を行うこと。
- オ 平和団地調整施設の管理業務は月 2 回の巡回点検とする。
- ただし、故障等で通報装置による通報が出た場合は速やかに原因究明と応急処置を行うこと。

第4章 水再生センター清掃業務要領

(目的)

第33条 本要領は、以下の各号に記載された清掃対象施設の清掃業務に関して必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とし、清掃対象施設は以下とする。

- (1) 下知水再生センター及び海老ノ丸ポンプ場
下知水再生センター運転管理業務特記仕様書別紙3・4による。
- (2) 潮江水再生センター及び場内雨水ポンプ場
潮江水再生センター運転管理業務特記仕様書別紙3・4による。
- (3) 瀬戸水再生センター及び場内雨水ポンプ場
瀬戸水再生センター運転管理業務特記仕様書別紙3・4による。

(清掃作業責任者と職務)

第34条 受託者は、業務を実施するに当たり清掃作業責任者を選任し、氏名その他の必要事項を書面にて委託者に提出すること。清掃作業責任者を変更したときも同様とする。

- 2 清掃作業責任者は、清掃業務を統括し、業務の進捗、出来高を管理するとともに、安全衛生管理に努め、委託施設を清潔に保つこと。

(作業者名簿)

第35条 受託者は、作業者名簿を委託者に提出しなければならない。作業者を変更したときも同様とする。

(報告)

第36条 受託者は、委託者に1カ月ごとの作業予定及び実施結果を書面で報告すること。

(清掃作業および消毒)

第37条 清掃作業は、「建築保全業務共通仕様書」および各特記仕様書第7条に記載する種別及び清掃回数を基準とし、受託者が、適正かつ必要と判断する回数で実施するものとする。

消毒は各特記仕様書第7条に記載する回数を実施すること。

第5章 業務検査および委託料の支払い

(業務検査)

第38条 受託者は、月間業務が完了したときおよび契約を履行したときは、業務完了届を委託者に提出して検査を受けなければならない。また、完了

検査の結果、仕様書に適合していない場合は、委託者の指示に従って適切に処置すること。

(委託料の支払い)

第 39 条 本委託業務にかかる委託料の支払いは、均等分割による事後払いとする。なお、支払いは各月払いとする。

2 本仕様書 28 条、29 条に示す修繕費及び調達費については、委託者の負担とし、修繕実績報告書及び物品調達実績報告書に基づき各月払いとする。

第 6 章 業務の引継

(引継)

第 40 条 受託者は、契約後、業務を昼夜間共に支障がなく遂行するために、委託者が指定する者から、引継を受けなければならない。ただし、受託者がこの引継を受けるに当たり必要な経費（委託者が指定する者が必要となる経費も含む。）は、受託者の負担とする。

2 受託者は、業務開始後速やかに当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（本契約の終了または解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項として、仕様書に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、本契約が終了するまで対象施設に備えおくものとする。受託者は、引継事項を作成したときは、速やかに委託者に通知するものとする。

3 受託者は、必要に応じて引継事項の内容を変更することができるものとする。受託者は、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

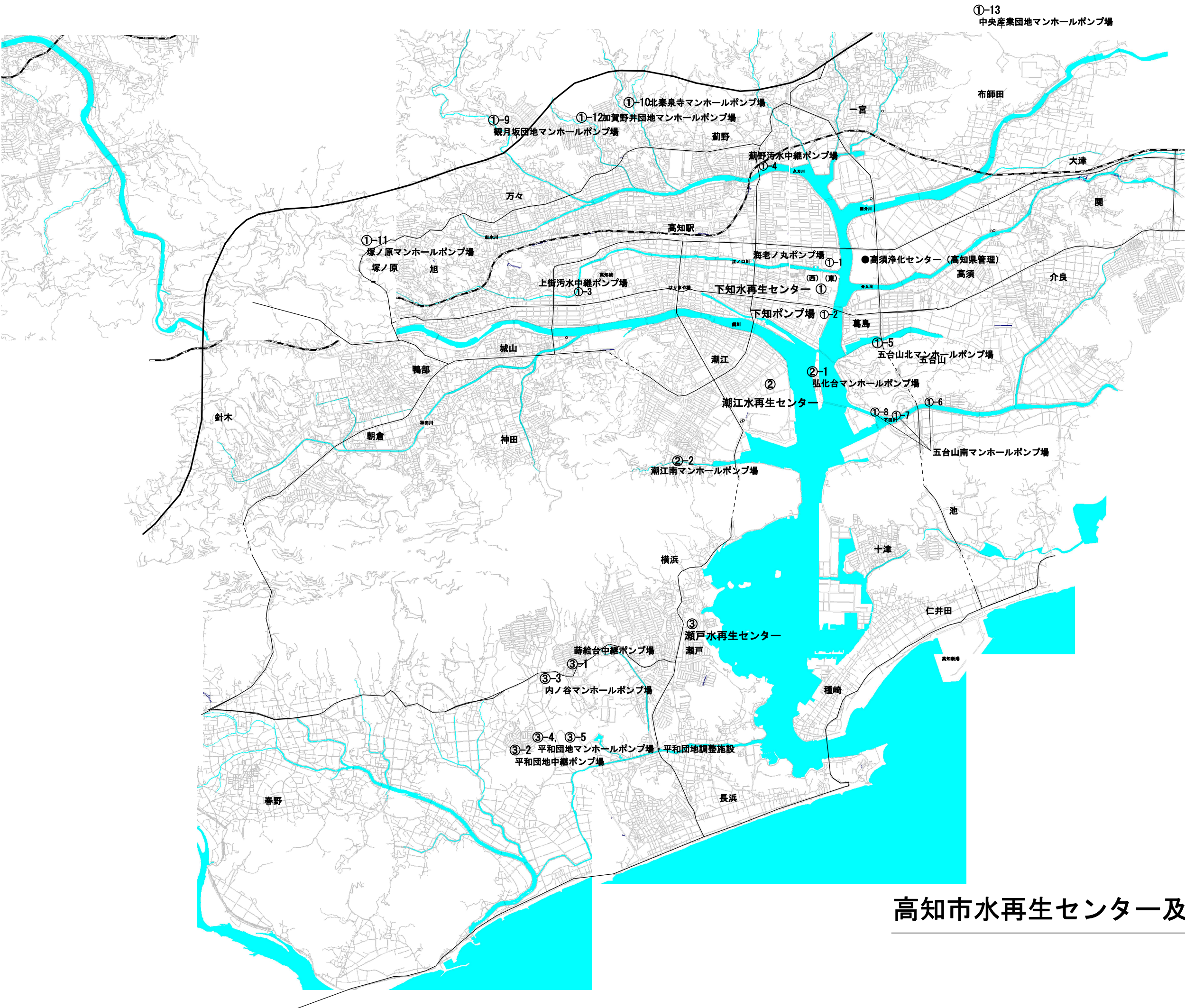
4 委託者は、いつでも対象施設において引継事項を閲覧し、また、受託者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。

(契約終了時の措置)

第 41 条 本契約が終了する場合又は業務期間中において解除される場合、受託者は、本契約書の他の条項に規定するもののほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 受託者は、施設内の受託者の所有物を撤去すると共に、事務室等を整理整頓すること。

(2) 受託者は、委託者が指定する者に対し、委託者が指定する者が業務を行うために必要な引継ぎ（引継ぎ事項及び成果物の引継ぎを含む。）を、委託者が指定する期間において、業務を昼夜間共に支障なく遂行し得るよう行わなければならない。



番号	機 場 名	住所（高知市）
①	下知水再生センター	小倉町5-25
①-1	海老ノ丸ポンプ場	海老ノ丸13-6
①-2	下知ポンプ場	知寄町3丁目
①-3	上街汚水中継ポンプ場	丸ノ内1-6-10
①-4	薊野汚水中継ポンプ場	薊野西町2-25-14
①-5	五台山北マンホールポンプ場	高須大谷1251-7先
①-6	五台山南 1号マンホールポンプ場	五台山2948-1
①-7	五台山南 2号マンホールポンプ場	五台山3442先
①-8	五台山南 3号マンホールポンプ場	五台山3552先
①-9	観月坂団地マンホールポンプ場	みづきー丁目108先
①-10	北秦泉寺マンホールポンプ場	北秦泉寺225先
①-11	塚ノ原マンホールポンプ場	西塚ノ原
①-12	加賀野井団地マンホールポンプ場	加賀野井二丁目
①-13	中央産業団地マンホールポンプ場	中央産業団地内
②	潮江水再生センター	南新田町5-69
②-1	弘化台マンホールポンプ場	弘化台12-12
②-2	潮江南マンホールポンプ場	六泉寺町91
③	瀬戸水再生センター	瀬戸1-2-105
③-1	蒔絵台中継ポンプ場	長浜蒔絵台2-58
③-2	平和団地中継ポンプ場	春野町平和649番地
③-3	内ノ谷マンホールポンプ場	春野町内ノ谷720先
③-4	平和団地マンホールポンプ場	春野町平和316番地
③-5	平和団地調整施設	春野町平和316番地

高知市水再生センター及び同関連施設位置図

1 日常消耗品類

物品項目	用途	備考
手洗い用石鹸	衛生管理	
トイレットペーパー	衛生管理	
消毒液	衛生管理	
その他消耗品		

2 機械・電気消耗品類

物品項目	用途	備考
機械消耗品		
パッキン	機器整備	
ベアリング	機器整備, 故障対応	
Vベルト	機器整備, 故障対応	
オイル・グリス等	機器整備	
塗料	機器整備	
配管材料	機器整備・故障対応	
電気消耗品		
リレー・タイマー	電気機器整備・調整, 故障対応	
計装機器用 O リン グ・隔膜等	計装機器整備	
レベルレギュレー ター	電気機器整備・調整, 故障対応	
電池類	電気機器整備	
圧着端子・リングス リーブ	電気機器整備・故障対応	
蛍光灯	建物維持管理	
その他消耗品		

修繕の発注件数及び実績額

下表は、高知市上下水道局が各水再生センターの令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間において修繕を発注した件数と発注額である。

下知水再生センター

年度	発注件数	実績額（円）
令和 2 年度	27	7,755,704
令和 3 年度	20	6,506,280
令和 4 年度	24	9,636,902
令和 5 年度	21	6,832,364
令和 6 年度	12	4,096,620

潮江水再生センター

年度	発注件数	実績額（円）
令和 2 年度	10	3,460,600
令和 3 年度	14	4,105,640
令和 4 年度	8	3,101,231
令和 5 年度	11	3,389,100
令和 6 年度	14	4,082,100

瀬戸水再生センター

年度	発注件数	実績額（円）
令和 2 年度	15	2,996,180
令和 3 年度	8	2,165,900
令和 4 年度	12	4,208,980
令和 5 年度	6	1,546,600
令和 6 年度	13	3,977,490

物品等の調達件数及び実績額

下表は、高知市上下水道局が各水再生センターの令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間において物品等の調達を発注した件数と発注額である。

下知水再生センター

年度	発注件数	実績額（円）
令和2年度	34	2,531,340
令和3年度	58	1,919,340
令和4年度	38	1,527,990
令和5年度	27	1,400,690
令和6年度	22	1,250,305

潮江水再生センター

年度	発注件数	実績額（円）
令和2年度	31	717,021
令和3年度	13	479,565
令和4年度	22	702,511
令和5年度	19	723,825
令和6年度	32	1,489,848

瀬戸水再生センター

年度	発注件数	実績額（円）
令和2年度	23	926,410
令和3年度	16	641,283
令和4年度	19	599,873
令和5年度	19	535,798
令和6年度	25	971,235

修繕事務の実施フロー

No	受託者	委託者	各工程における作業内容
1	故障発生		受託者は必要に応じて現場確認等を行い、詳細な状況を把握する。
2	故障報告書の提出	内容確認・受理	受託者は委託者に故障内容を詳細に報告する。
3	修繕案・見積等の提出	内容確認・受理	受託者は2者以上の見積の提出と併せて修繕方法の協議を行う。 委託者は修繕方法が適切か、見積内容が適切か確認する。
4	受託者にて実施	修繕実施の判断	予算や故障内容を勘案し、修繕を委託者にて行うか受託者にて行うか判断する。
5	修繕の実施	委託者にて実施	
6	修繕完了報告書	内容確認・受理	修繕完了後、速やかに完了報告書を作成し、委託者へ報告する。
7	修繕を完了した翌月 修繕実績報告書 請求書	検収・支払い	仕様書で定める月間業務報告書等と併せて修繕実績報告書、委託者様式の請求書を提出し、検収を受ける。

物品等の調達事務の実施フロー

No	受託者	委託者	各工程における作業内容
1	調達承諾書を提出	内容確認・受理	受託者は2者以上の見積の提出と併せて調達理由を記載した、調達承諾書を提出する。 委託者は見積内容及び調達理由が適切か確認する。
2	受託者にて実施	調達実施の判断	予算や調達理由を勘案し、調達を委託者にて行うか受託者にて行うか判断する。
3	調達	委託者にて実施	
4	調達報告書	内容確認・受理	調達完了後、速やかに調達報告書を作成し、委託者へ報告する。
5	納入した翌月 物品調達実績報告書 請求書	検収・支払い	仕様書で定める月間業務報告書等と併せて物品調達実績報告書、委託者様式の請求書を提出し、検収を受ける。